

奈良県告示第三百六十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第二項の規定による認定をした救急病院等は、次のとおりである。

令和八年二月三日

奈良県知事 山下 真

名称	所在地	認定が効力を有する期限
社会福祉法人恩賜財団 済生会奈良病院	奈良市八条四丁目六四三番地	令和十一年一月三十一日
一般財団法人沢井病院	奈良市船橋町八番地	令和十一年一月三十一日
医療法人博愛会松倉病 院	奈良市川之上突抜町一五番地	令和十一年一月三十一日
医療法人新生会総合病 院高の原中央病院	奈良市右京一丁目三番三号	令和十一年一月三十一日
社会医療法人田北会田 北病院	大和郡山市城南町二番一三号	令和十一年一月三十一日
医療法人橿原友誼会大 和橿原病院	橿原市石川町八一番地	令和十一年一月三十一日
社会福祉法人恩賜財団 済生会中和病院	桜井市大字阿部三二三番地	令和十一年一月三十一日

（次頁に続く。）

大和高田市立病院	大和高田市礪野北町一番一号	令和十一年一月三十一日
医療法人興生会吉本整形外科・外科病院	葛城市疋田六七六番一号	令和十一年一月三十一日
社会福祉法人恩賜財団済生会御所病院	御所市大字三室二〇	令和十一年一月三十一日
医療法人果恵会恵王病院	北葛城郡王寺町王寺二丁目一〇番一八号	令和十一年一月三十一日
クリニック石洲会	奈良市四条大路一丁目五番五二号	令和十一年一月三十一日
公益財団法人天理よろづ相談所病院	天理市三島町二〇〇番地	令和十一年二月二日